

大阪府退職予定者人材バンク実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、職員の退職管理に関する条例（平成 23 年大阪府条例第 6 号。以下「退職管理条例」という。）第 2 条の規定に基づき、職員（退職管理条例第 1 条に規定する職員をいう。以下同じ。）の再就職の支援として総務部人事課が実施する人材バンク制度の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（人材バンクの設置）

第2条 前条の目的を達成するため、総務部人事課内に大阪府退職予定者人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

2 人材バンクは、次の任命権者の職員を対象とする。

- 一 知事
- 二 府議会議長
- 三 教育委員会（教員及び府立学校勤務の一般行政職以外の職員を除く。）
- 四 選挙管理委員会
- 五 代表監査委員
- 六 人事委員会

3 人材バンクの運営に係る庶務は、総務部人事課において行う。

（人材情報の登録）

第3条 人材バンクからの情報提供により再就職を希望する次に掲げる者（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項の規定による懲戒免職の処分を受けた者を除く。）は、第 5 条に規定する事項に同意の上、人材情報登録書（様式第 1 号）のうち 1 枚目を人材バンクに提出することにより、人材情報を登録することができる。

- 一 管理職（管理又は監督の地位にある職員の職をいう。）の職員若しくは職員であった者又は勤続期間（退職管理条例第 6 条の勤続期間をいう。）が 20 年以上である職員若しくは職員であった者
- 二 職員の分限に関する条例（昭和 26 年大阪府条例第 41 号）第 10 条第 8 項に規定する職員
- 三 前 2 号に掲げる者のほか、人事課長が適当と認める者

2 人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）に係る人材情報の登録の期間は、登録した日の属する年度の年度末までの間とする。

3 人材バンクは、登録者の再就職が内定したとき、登録者が求人情報に関する不適切な取扱いを行ったときその他の人材情報の登録を継続する

ことが適当でないと認められるときは、当該登録者の人材情報の登録を抹消することができる。

- 4 登録者が登録した人材情報の内容を変更するときは、第1項の規定の例により行うこととする。

（求人情報の登録）

第4条 登録者を採用する意向のある企業等（以下「求人企業等」という。）は、求人票（様式第2号）を人材バンクに提出することにより、求人情報を登録することができる。

- 2 前項の求人企業等のうち、大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例（平成18年大阪府条例第71号）第2条第1項に規定する出資法人等は、人材バンクのほかに公募等を行う場合に限り、求人情報を登録することができる。

- 3 人材バンクは、大阪府職員基本条例（平成24年大阪府条例第86号。以下「職員基本条例」という。）及び退職管理条例に基づく再就職等の規制に違反する行為があると認められるときその他の求人情報を登録することが適当でないと認められるときは、当該求人情報の登録を抹消することができる。

（人材情報の提供の手続）

第5条 人材バンクは、登録者に係る人材情報（氏名等の登録者が特定される情報を除く。以下この条において同じ。）をもとに人材情報登録一覧表（様式第3号）を作成し、求人情報を登録している求人企業等に提供するものとする。

- 2 求人情報を登録していない求人企業等は、人材情報提供依頼書（様式第4号）を人材バンクに提出することにより、提出した日の属する年度の年度末まで、人材情報登録一覧表の提供を受けることができる。
- 3 前2項の人材情報登録一覧表の提供を受ける求人企業等は、登録者に係る人材情報を登録者の採用又は求人情報の登録の検討以外の目的に利用してはならない。

（求人情報の提供の手続）

第6条 人材バンクは、登録している求人情報をもとに、求人情報登録一覧表（様式第5号）を作成し、登録者に閲覧させるとともに、公表するものとする。

- 2 求人情報登録一覧表に掲載された求人情報に係る求人企業等に再就職の面接を希望する登録者（以下「面接希望申出者」という。）は、当該求

人情報に記載された申出受付期限までに、人材情報登録書及び面接希望申出書（様式第 6 号）を求人企業等に提出するものとする。

- 3 前項の人材情報登録書及び面接希望申出書の提出を受けた求人企業等は、面接希望申出者との間で面接日時等について決定の上、面接決定通知書（様式第 7 号）を面接希望申出者及び人材バンクへ送付し、面接選考等を実施するものとする。
- 4 登録者は、再就職が内定したときは、就職内定報告書（様式第 8 号）を速やかに人材バンクに提出しなければならない。
- 5 人材バンクは、登録者が退職することにより府の職員に欠員が生じるおそれがあるときその他の府の公務の運営に支障があると認められるときは、第 2 項の規定にかかわらず、2 月以降に登録された求人情報（採用を予定する日が次年度の 5 月末日までのものに限る。）に係る求人企業等への人材情報登録書及び面接希望申出書の提出を制限することができる。

（応募の勧奨の手続）

- 第 7 条 求人情報の登録を行っている求人企業等（職員基本条例第 32 条第 1 項に規定する法人を除く。以下この条において同じ。）は、人材バンクを通じて登録者に対し、求人情報登録一覧表に掲載されている求人情報への応募の勧奨（以下「スカウト」という。）を行うことができる。
- 2 スカウトを希望する求人企業等は、応募勧奨申出書（様式第 9 号）を人材バンクに提出するものとする。
 - 3 人材バンクは、前項の応募勧奨申出書の提出を受けたときは、スカウトの対象の登録者に対し、スカウトの申出があった旨及びその求人情報について連絡するものとする。
 - 4 前項の連絡を受けた登録者が、スカウトのあった求人企業等に再就職を希望するときは、前条第 2 項の規定の例により行うこととする。

（公表）

- 第 8 条 人材バンクは、第 6 条第 4 項の就職内定報告書の提出があった者のうち、次の各号に掲げる者について、退職管理条例第 5 条第 2 項の規定による公表に併せて、当該各号に定める事項を公表するものとする。

- 一 退職管理条例第 5 条第 2 項の規定による公表の対象者 人材バンクにより再就職の支援を行った旨
- 二 前号に掲げる者以外の者 次に掲げる事項
 - イ 離職時の部局名
 - ロ 離職時の所属名

- ハ 離職日
- ニ 再就職日
- ホ 再就職先の名称
- ヘ 再就職先における地位
- ト 人材バンクにより再就職の支援を行った旨

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクの実施に関し必要な事項は、人事課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条及び第5条の規定は、平成20年11月1日以後に府を退職する職員について適用する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

(人材情報の登録に関する特例)

2 再任用職員及び既に退職した者に限り、施行日から平成24年3月31日までの期間における第3条の規定の適用については、同条中「64歳」とあるのは「63歳」とする。

附 則

この要綱は、退職管理条例の施行の日（平成23年3月22日）から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。